

令和5年3月14日

経済環境委員会資料

環 境 部

目 次

【報告事項】

- 1 富山市地球温暖化対策推進計画の策定について … 1～2頁

富山市地球温暖化対策推進計画の策定について

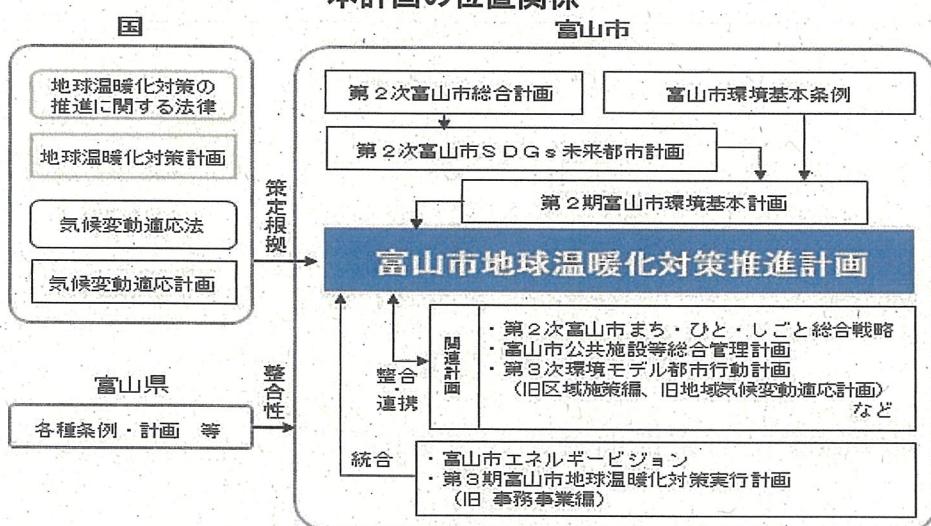
【環境政策課】

1. 概要

これまで、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、温対法)に基づく本市の「地方公共団体実行計画」については、区域施策編として「富山市環境モデル都市第3次行動計画」、事務事業編として「第3期富山市地球温暖化対策実行計画」をそれぞれ策定しており、ゼロカーボンシティの実現に向けては取組方針や施策等を明確化した「富山市エネルギービジョン」を策定(令和3年3月)した。

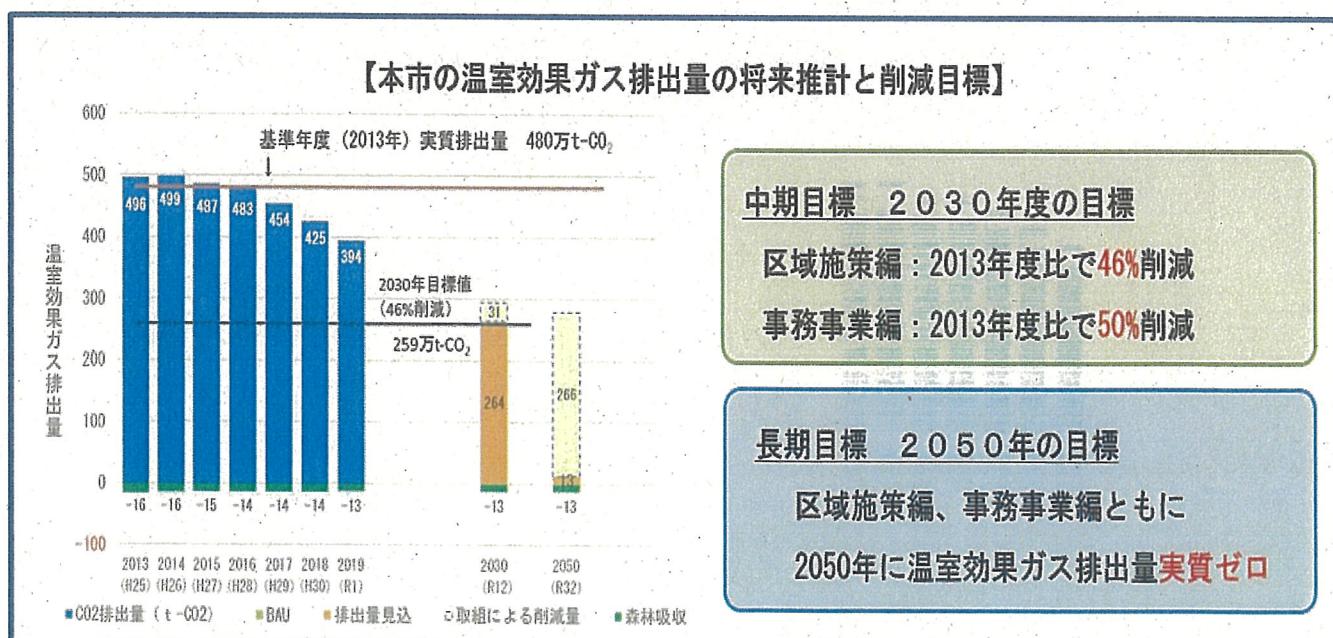
令和3年6月に温対法が改正され、地方公共団体において新たな温室効果ガスの削減目標等を定めることが求められており、各計画に位置付ける施策や取組内容は相互に関係していることから、これらの計画を整理・統合することで、より効果的な運用・評価を行っていくため、「富山市地球温暖化対策推進計画」を新たに策定するもの。

本計画の位置関係



2. 温室効果ガス排出状況と将来推計、削減目標

温室効果ガス排出量の将来推計は、2030年度（令和12年度）は295万t-CO₂、2050年（令和32年）は279万t-CO₂となり、本市の温室効果ガス排出量の削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」に即して、次のとおり設定するもの。

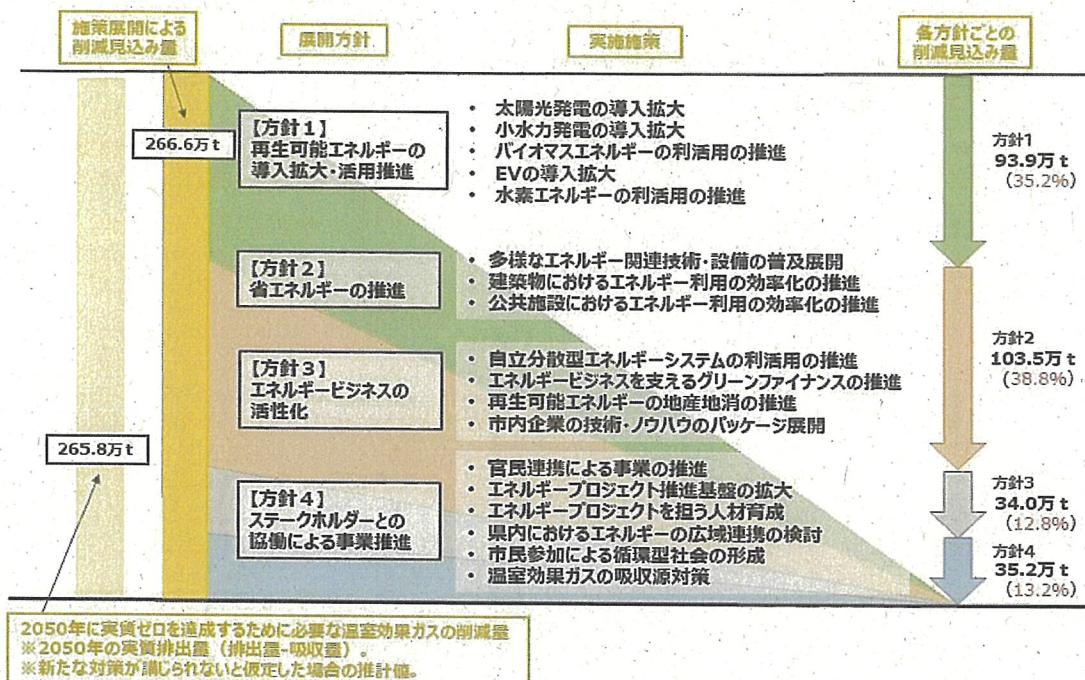


3. ゼロカーボンシティ実現のための取組(区域施策編)

再生可能エネルギーについて、供給面での導入拡大、需要面での活用推進を図り、市域で使用する電力の脱炭素化を推進するとともに、省エネ機器・設備の導入や更新、燃料転換等を引き続き推進し、市域におけるエネルギー消費量の削減を一層強化するもの。

こうした取組をエネルギービジネスとして活性化させながら、積極的な温暖化対策を多様なステークホルダーとの協働により推進し、地域が一体となって「経済と環境の好循環」を創出する、包括的なエネルギー政策を推進する。

施策展開による温室効果ガスの削減効果(2050年イメージ)



4. 地域脱炭素化促進事業に関する事項

温対法の改正において創設された「地域脱炭素化促進事業」は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき市町村が「促進区域」を設定することが努力義務とされており、本市においても、県が定める「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）の設定に関する富山県基準」に基づき設定することとし、加えて環境の保全等に配慮した市の条例、地域の自然的または社会的な条件等について基準に加えるもの。

【促進区域の設定における対象となる地域脱炭素化促進施設の種類と規模】

- 種類 太陽光発電施設
- 規模 出力50kW以上(ただし、建物の屋根上に設置するものを除く。)

5. 富山市役所における取組(事務事業編)

富山市役所における取組（事務事業編）では、ゼロカーボンシティ実現のための取組（区域施策編）に示した方針のもとに、全職員の日々の業務において、目標達成に向けた取組を進め、取組による削減目標は、国の地球温暖化対策計政府実行計画の目標を踏まえ、基準年度（2013年度（平成25年度））比で、2030年（令和12年）度に50%削減（削減量：47,054 t-CO₂）を目指すもの。

各取組の所管部局が中心となり、全ての部局と連携を図りながら、全職員が当事者意識を持って日々の取組を行う。